

熊本市地域コミュニティセンター条例（平成4年条例第38号）新旧対照表

改正後（案）		現行		備考														
（名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 別表第1（第2条関係）		（名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 別表第1（第2条関係）		大江地域コミュニティセンターの新設による改正。 地域コミュニティセンターは条例第2条に基づく別表1において、名称と位置が定められているが、別表の順は開設順となっている。														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>熊本市富合地域コミュニティセンター</td> <td>熊本市南区富合町清藤465番地1</td> </tr> <tr> <td><u>熊本市大江地域コミュニティセンター</u></td> <td><u>熊本市中央区大江5丁目12番8号</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		(略)	熊本市富合地域コミュニティセンター	熊本市南区富合町清藤465番地1	<u>熊本市大江地域コミュニティセンター</u>	<u>熊本市中央区大江5丁目12番8号</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>熊本市富合地域コミュニティセンター</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	熊本市富合地域コミュニティセンター	(略)		
名称	位置																	
(略)	(略)																	
熊本市富合地域コミュニティセンター	熊本市南区富合町清藤465番地1																	
<u>熊本市大江地域コミュニティセンター</u>	<u>熊本市中央区大江5丁目12番8号</u>																	
名称	位置																	
(略)	(略)																	
熊本市富合地域コミュニティセンター	(略)																	

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表第1に規定する熊本市大江地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。